



# 生活 パイロツト

## 増加する消費者被害

インターネットの普及に伴い、会員制交流サイト(SNS)をきっかけにした消費者被害が増えています。SNSで知り合った人を簡単に信用して個人情報を提供したり、相手の言ったことをよく確認せずにうのみにしたりするのは避けましょう。

【事例】SNSで知り合った人と会った。相手の勤務先という消費者金融のクレジットカードを作ればキャッシュバックがあるとわれ、指示されるまま作って渡した。後日、3万円のキャッシュバックがあったが、50万円の利用請求書が届いた。不審に思い、相手に問い合わせると、「すぐに返済するので大丈夫」と言われた。しかしいつまで待っても返済されず、連絡も取れなくなった。払わなければならぬか。

【アドバイス】SNSで知り合った相手は特定



が難しく、お金を返してもらえないことも、犯人を捕まえることも非常に困難です。

クレジットカードは申込者の信用力に応じて発行・貸与されるものなので、他人に使われても、名義人に返済する義務があります。私たちがカードを使って商品やサービスを購入できるのは、将来約束どおりに支払うことを信用して、クレジットカード会社がお金を立て替えているからです。絶対に他人にカードを貸してはいけません。利用するときは、しっかりと返済計画を立てることが大切です。

困ったことがあれば最寄りの市町村や県の消費

生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。消費者ホットライン ☎1888へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス ☎097・534・0999)



**SNSの相手 要注意**



# 海外の通販サイト

生活  
パイロット

インターネットを利用した通信販売が一般的になり、海外の業者にも簡単に申し込むことができるようになりました。しかし、「商品が届かない」

「届いたが予想したものと違う」といった相談が寄せられています。

【事例】スマートフォンでインターネットや会員制交流サイト(SNS)を見ていたら、欲しかったブランドの服をとても安く販売している通販サイトを見つけた。サイト

## 購入前、情報確認して

の日本語表示が少しおかしかったが、3万円の商品注文し、クレジットカードで支払うことにした。商品は1週間ほど届くと返信があったのに、2週間たっても届かない。業者に連絡しようとしたがサイトに電話番号の表示がなく、メール

で「注文した商品が届かない」と再三伝えたが返信がない。どうしたらよいか。

【アドバイス】通信販売にはクーリングオフが適用されず、返品などについては業者の規約に沿った対応となるため、注意が必要です。海外の業者の場合、不良品などのトラブルがあっても交渉できないことがあります。

す。事前に業者の情報をしっかり確認し、不審な通販サイトを利用するのは控えましょう。

海外から発送された商品が模倣品であれば、税関で差し止められたり、購入者が法律違反に問われたりする恐れがあります。注意してください。詐欺だと考えられるときは、使用したクレジットカード会社に連絡しましょう。

不安に感じたら、最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。消費者ホットライン ☎1888へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。  
(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス ☎097・534・0999

# 通信販売の特別価格商品

## 規約確認しっかりと



「通信販売で特別価格の商品を一つ注文したら、定期購入を申し込んだことになってしまった」という相談が急増しています。

【事例】スマートフォンでアプリを利用していたら「お試し100円モニター」という広告が表示された。タップするとチャット形式の画面に「100円でダイエット食品が購入できる」といったメッセージが出たので、氏名、住所、支払い方法などを入力して注文した。商品は届いたが、続けて同じ物が届き、9980円という高額な請求書が同封されていた。



驚いて業者に電話したが、つながらない。注文時の確認メールを見返すと、「定期購入(2回目以降は9980円)」という表示があったが、長い文章の終わりの方にあっただけで気が付かなかった。2回目の商品を返品し、定期購入を解約したい。【アドバイス】通信販売には、クーリング・オフ

制度は適用されませんが、業者の規約に沿った対応が求められ、一方的に解約することは困難です。

注文時に購入回数などが表示されていれば、それに気が付かなかったことを理由に解約するのは難しいでしょう。注文するときは、内容をよく確認してください。ただし購

入回数の表示が全くなかったり、請求金額が表示と違っていたりするときなどは、業者と交渉できる場合があります。最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。消費者ホットライン ☎1888へ電話をかける。最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザ) ☎097・534・0999

不要品の買い取り訪問

売る気がなければ断って

生活パイロット

自宅などを訪問して不要品の買い取りを行う訪問購入に関するトラブルを紹介します。

【事例】「不要品を何でも買い取る」と業者から電話があったので依頼した。衣類を準備していたが、訪れた業者は「この衣類では引き取れない。指輪やネックレスなどの貴金属は持っているか」と言う。売る気はなかったが、半ば強引に鑑定を促され、貴金属を見せた。すると安価な値段で購入すると言い、売買契約書にサインを求められた。一度は断ったが、業者の態度が怖くてサインしてしまった。翌日、引き取られた指輪を返してほしいと業者に電話したが、「既に他の業者に売った」と返却してくれない。どうしたらよいか。

【アドバイス】訪問購入では、事前に同意を得ず、突然訪問することを禁止しています。さらに何の買い取りが目的か、具体的に告げた上で訪問しなければなりません。

業者が「不要品」といった曖昧な表現を使った場合は注意しましょう。「衣類や食器を買い取る」などと言っても、訪問の際に貴金属を出すよう脅されることがあります。「値段がつかない」と言いつつ売買契約書に品目を書かず、強引に貴金属を引き取るという悪質なケースもあるようです。売る気がなければ決して品物を見せず、はっきりと断ってください。「行商従業者証の提示を求め、都道府県の公安委員会から古物営業許可を受けた業者か確認することも大切です。」

訪問購入はクーリングオフ制度が適用され、8日間は無条件で契約を解除することができます。

この期間は売る契約をしていても、それを手元に置いておくことができるので、冷静に判断しましょう。

困ったことがあれば、すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。消費者ホットライン ☎1888へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女 ☎097・534・0999)





## 還付金詐欺に注意

### 生活 パイロット

還付金詐欺に関する相談が急増しています。市町村などの職員や銀行員を装い、携帯電話で話しながら、現金自動預払機(ATM)を操作させて振り込ませるといったのが、典型的な手口です。注意してください。たまさか見掛けたり、声を掛けてください。

【事例】市役所の職員を名乗る男性から「過去

3年間の医療費の還付金がある。青い封筒に入った書類が届いているはずだ」と電話があった。受け取った覚えがないと伝えると、「昨日で書類の返送期限が切れたが、本日に直接手続きをすれば間に合う。銀行員に直接連絡させる」と言った。その後、銀行員を名乗る女性から電話があり、近くのスーパーにあるATMで待ち合わせることになった。しかし銀行員は現れず、「急用ができた。電話で操作方法を教えるので、その通りに操作してほしい」と再び電話が

## 不審に思ったらすぐ相談を

かかった。言われた通りに操作していると、いつの間にか他の口座へ振り込むことになってしまい、預金額全てをたまじ取られてしまった。

【アドバイス】医療費などの還付金がATMで払い戻されることはありません。年金の未払い金についても同様です。

還付金詐欺の場合、ATMの稼働時間に合わせた午前10時から午後3時までには電話がかかり、係員のいないスーパーなどのATMを指定することが多いです。「まさか自分はまだまされないだろう」と思わず、電話がかかったら詐欺を疑ってください。録音機能などの付いた電話機を利用することも有効です。普段ATMを利用しない人は、あらかじめ振り込み限度額を低く設定しておきましょう。

不審に思ったら、すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。消費者ホットライン☎1888へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザIIアイネス☎097・534・0999)

# 生活 パイロット



不確かな誘い文句で金融商品への投資を勧める悪質商法が急増しています。「投資すればもうかる」と言われても、安易に信用しないでください。

【事例】インターネットや会員制交流サイト(SNS)で、外国為替証拠金取引(FX)、バイナリーオプションといった副業サイトの広告を見ていたら、投資すれば毎月10万円もらえるというサービスがあった。業者と連絡を取り、登録料として10万5千円をクレジットカードで決済し

## 『もうかる投資』勧誘

### 悪質商法、信用しないで

た。すると「投資する人を業者へ紹介する代理店契約を結ばないか」と誘われて、さらに契約料60万円をカードで決済した。しかし聞いていた話と違い、全くもうからない。不審に思い業者と連絡を取ろうとしたが、電話が繋がらない。どうしたらよいか。

【アドバイス】「勝率100%」「必ずもうかる」といった文句は悪質商法の常とう手段です。安易に信用するのはやめましょう。解約・返金を求めても業者と連絡が取れなければ、支払ったお金を取り戻すことは大変困難です。

トラブルが起きたら、すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談してください。消費生活センターが、業者との交渉をサポートできる場合があります。消費者ホットライン ☎1888へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザ) アイネス ☎097・534・0999



**楽しく学べる講座**

**自由研究にも**

**ぴったりの内容**

**生活  
パイロット**

県消費生活・男女共同  
参画プラザIIアイネス  
(大分市東春日町)では、  
消費者が自主的・合理的  
に行動できるよう、ライ

フステージに応じた  
消費者教育を行って  
います。その一環と  
して夏休み期間(8  
月24日まで)に、日  
々の暮らしに関わる  
教材で楽しく学べる  
講座を開催していま  
す。子どもの夏休  
みの自由研究にぴっ  
たりの内容です。家  
族で楽しく学びませ  
んか。

催しに併せて、1  
歳以上の未就学児を  
対象にした無料の託  
児サービス(予約制)  
を実施します。オリジナ  
ル啓発グッズのプレゼン  
トもあります。

主なイベントは次の通  
り。

【ワークショップ】

場所はアイネス。定員は各  
日20人程度。

▼8月1日 「ピコピコキ  
ヤタバヒラを作ろう!」(午前  
10時)

▼3日 「LEDライトを  
作ろう!」(午後1時半) 材  
料費千円。保護者同伴。

▼24日 「ハギレでフラ  
ーマグネットを作ろう!」(午  
後2時) 「ハギレで万華鏡を  
作ろう!」(午後3時半)

【施設見学】

22日の午前10時からは「食  
肉処理施設を見学しよう!」  
と題して、県畜産公社(豊後  
大野市大銅町)を見学します。  
定員は20人程度で、開始10分  
前までに現地に集合。

申し込み先 <https://www.egov-oita.jp>

ref.oita.jp/DF2LZ  
Gfo) かの。応募多数  
の場合は、抽選や先着順  
になります。問い合わせ  
はアイネス(☎0977・

5334・20300)へ。

詐欺被害相談サイト

解決かたる 悪質業者も



消費者庁が「詐欺被害相談をかたる悪質事業者に関する注意喚起」をしています。各地の消費生活センターに寄せられた事例を紹介します。

【事例】「有料動画サ

イトの未納料金が発生しています。連絡がなければ法的手続きに移行します」というメールが届いた。身に覚えがなく、記載された連絡先をインターネットで検索すると、「詐欺被害の相談サイト」というウェブサイトが表示された。相談してみようと連絡したところ、「お客様さまに代わって有料動画サイトの事業者と交渉します。今回は5万4千円で承ります」と言つので契約した。契約料金を支払った後、相談サイトから「1社とはけりがつきましたが、数社から請求があります。他の請求を取り消すには、あと5万4千円必要です」とさらに連絡があった。どう

したらよいか。【アドバイス】有料動画サイトの未納料金を請求するというのは、典型的な詐欺の手口です。身に覚えがなければ、記載されている番号へ連絡しないようにしましょう。「詐欺被害の相談サイト」と称するウェブサイトについては、詐欺被害の解決をかたる悪質な事業者が存在しますので、十分

注意してください。不安に感じた場合は、すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センターへ相談してください。消費者ホットライン ☎1888へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザ||アイネ ☎097・534・0999)

注意してください。不安に感じた場合は、すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センターへ相談してください。消費者ホットライン ☎1888へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザ||アイネ ☎097・534・0999)



詐欺被害の相談サイト



# 生活 パワロット

「身に覚えのない料金を請求するはがきが届いた」という相談が増えていきます。電話やメールに限らず、はがきによる架空請求もあるので気を付けてください。

【事例】「消費料金未納分訴訟最終通知書」というはがきが届いた。契約会社から料金が支払われていないという訴えがあったため、期日までに連絡がない

## はがきによる架空請求

### 送り主へ連絡せず、まず相談を

場合、給料や不動産を差し押さえると書いてあった。身に覚えがない場合は早急に連絡するようにと、相談窓口の電話番号が記載されていた。全く身に覚えがないが、どうしたらよいか。

【アドバイス】料金を滞納すれば、まず業者から督促が届きます。その後、業者が訴訟などの法的手続きをした場合は、裁判所から特別送達で書面が届きます。

請求者は架空請求はがきを送り付け、慌てて連絡してきた人をターゲットに支払いを強要します。さらに「訴訟」「差し押さえ」などの裁判をイメージさせる言葉を使用し、「〇〇訴訟管理センター」といった公的な機関を装って相手を信じ込ませようとする場合があります。

記載されている連絡先には決して電話せず、心配で

あれば早急に最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談してください。消費者ホットライン ☎1888へ電話をかける、最寄りの相談窓口をご案内します。(真消費生活・男女共同参画プラザ) アイネス ☎097・534・0999



# 生活 バイロット

「エステティック」「語学教室」「学習塾」「家庭教師」「パソコン教室」「結婚相手紹介サービス」の6種類のサービスは、法令で定める「特定継続的役務提供」となります。期間や金額の条件がありますが、販売方法や理由を問わずクーリングオフや中途解約が可能です。アイネスには、エステティックのサービスに関する相談が多数寄せられています。

## 6種類のサービス

### 一括払いは避けて

【事例】1年間の脱毛エステを60万円で契約し、現金で支払った。数回施術を受けた3カ月後、店から「しばらく休むことになった。希望があれば返金する」というメールがきた。しばらくやりとりをして、50万円ほど振り込みで返金してもらった。しかし2カ月たっても振り込みはなく、業者とは連絡が取れなくなった。

【アドバイス】業者は廃業すると思われませんが、連絡が取れなければ返金の交渉はできません。特に現金などで支払い済みの場合は被害の回復は難しい場合がほとんどです。長期にわたる高額な契約を一括払いで結ぶことは避け、サービスを受けるたびに代金を支払ったり、割高でもクレジットで分割払いにしたりしましょう。金額や支払い方法、契約内容を事前によく考えて契約することが大切です。

トラブルになったら、早急に最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。消費者ホットライン ☎1888は、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画)ラザールアイネス ☎097・534・0999